

議案説明書

健康医療部 医療保険課

提出議会：令和3年第7回定例会

1 案件名

議案第95号 佐野市国民健康保険条例の改正について

2 概要

出産育児一時金の額を、40万4,000円から40万8,000円に改める。

3 理由、趣旨、目的等

- ・産科医療補償制度^{※1}に加入する分娩を取り扱う機関で分娩した場合は、佐野市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第8条ただし書きの規定により、出産育児一時金に当該制度の掛金に相当する額（具体的な額（1万6,000円）は、佐野市国民健康保険規則（以下「規則」という。）第47条の2で規定している。）を加算して支給している。
 - ・令和4年1月1日より、産科医療補償制度の掛金が1万2,000円に引き下げられることに伴い、規則で定める加算する額を1万2,000円に改める。
 - ・これにより、加算後の出産育児一時金の額は4,000円引き下がるところであるが、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、加算後の当該一時金の額について42万円を維持すべきとされたため、健康保険法施行令第36条で定める出産育児一時金の額が4,000円引き上げられ40万8,000円とされた。
 - ・これに伴い、条例で定める出産育児一時金の額を40万8,000円に改める。
- ※1 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の出生子とその家族の経済的負担を補償する制度

4 その他の事項

施行日 令和4年1月1日